

# 野田市行政改革大綱

平成21年2月改訂

野 田 市

## 目 次

### 第 1 章 策定の背景

|                     |   |
|---------------------|---|
| 1 行政改革の必要性 .....    | 1 |
| 2 これまでの取組 .....     | 2 |
| 3 社会経済環境の変化 .....   | 3 |
| 4 野田市の財政状況 .....    | 5 |
| 5 行政改革の基本的考え方 ..... | 9 |

### 第 2 章 具体的な取組方針

#### 1 事務事業の見直し

|                         |    |
|-------------------------|----|
| (1) 市民との協働 .....        | 12 |
| (2) 民間活力の有効活用 .....     | 13 |
| (3) 行政サービスの在り方の検討 ..... | 15 |
| (4) 外郭団体等の見直し .....     | 16 |
| (5) 公有財産の有効活用 .....     | 18 |
| (6) 財政運営の健全化 .....      | 19 |
| (7) 情報化の推進 .....        | 22 |

#### 2 組織等の見直し

|                            |    |
|----------------------------|----|
| (1) 組織機構の見直し .....         | 22 |
| (2) 定員の適正化及び勤務体制の見直し ..... | 24 |
| (3) 給与の適正化 .....           | 26 |
| (4) 職員の資質の向上 .....         | 27 |

# 第 1 章 策定の背景

## 1 行政改革の必要性

野田市では、平成 15 年 6 月 6 日に究極の行政改革と言われる合併を実現し、合併後は、野田・関宿両市町の総合計画及び新市建設計画本編で構成する新市建設計画を新市の総合計画として、「市民が創るふれあいのまち野田ー活力とみどりゆたかな文化福祉都市」を目指し、市民の生活満足度を高めるための施策の実現に努めるとともに、限られた行政資源を有効活用するため、野田市行政改革推進委員会の答申を基に策定した「野田市行政改革大綱（平成 16 年 3 月改訂）」に基づき行政改革を強力に進めてきた。

昨今、野田市を取り巻く環境はより一層厳しさを増しており、少子化による人口減少時代の到来、高齢化による行政需要の増大、三位一体の改革による国庫補助負担金や地方交付税の大幅削減などの構造改革の継続により、厳しい行財政運営が続くことが予想される。また、地方分権の一層の進展により基礎自治体として自立した行財政運営が求められていることから、これまでも増して財政基盤の強化を図る必要がある。

さらに、金融危機に端を発した未曾有の世界的な経済危機の中、野田市においても雇用不安等市民生活に大きな打撃を与えている現状では、住民福祉の増進のため、行政として効率化を図ることは当然の責務であるとともに、総合計画の実現に必要な市民のご理解とご協力を得るためには、より強力に行政改革を進めていくことが必要不可欠である。

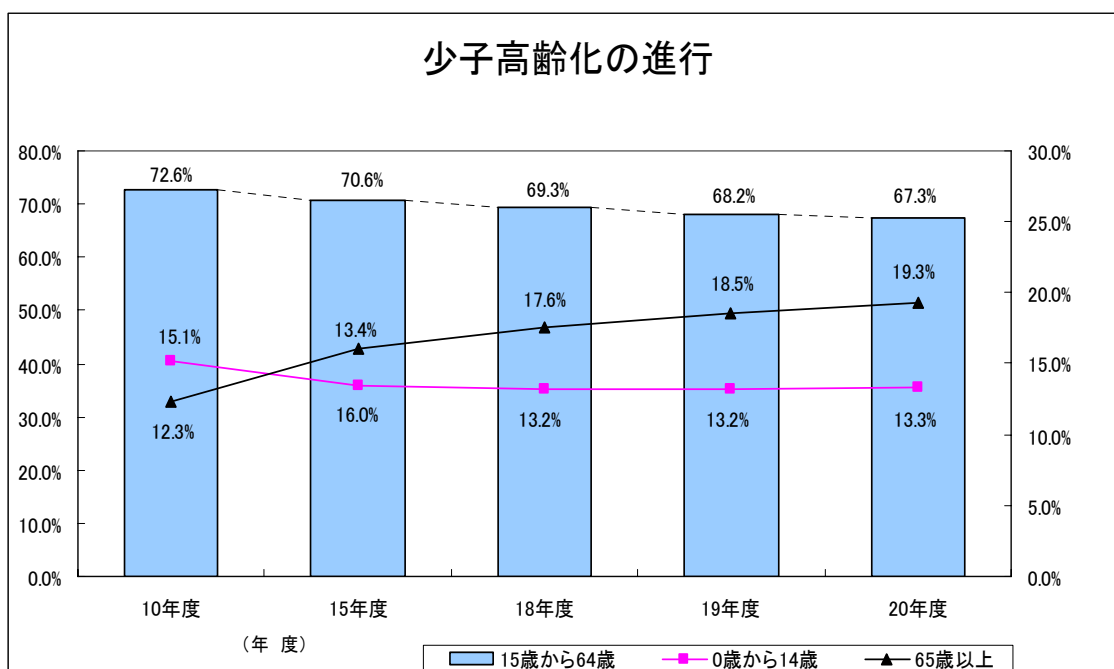
## 2 これまでの取組

| 年度    | 経緯   | 主な取組内容   |
|-------|--|--|
| 昭和57年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政改革懇話会」設置</li> <li>・「行政改革の実施について」策定（昭和57年12月）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事務事業の簡素化、効率化、合理化</li> <li>○使用料、手数料等受益者負担の適正化</li> <li>○各種団体等に対する補助金の適正化</li> </ul>   |
| 昭和60年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政改革懇談会」設置</li> <li>・「行政改革大綱」を策定（昭和61年4月）</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業別予算制度の導入</li> <li>○附属機関の整理統合</li> <li>○開発協会、開発公社の理事の削減</li> <li>○技能労務職員の退職者原則不補充</li> <li>○公民館館長の非常勤特別職化</li> <li>○初任給を1号引下げ</li> <li>○総合案内業務、議会の速記、戸籍タイプ業務、リサイクル・有害ごみ・粗大ごみ等収集業務、し尿処理工場運転管理一部業務、斎場等の各種施設の管理運営の委託</li> <li>○職員定数を据置き（昭和60年10月1日以降）</li> </ul> |
| 平成8年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政改革推進委員会」設置</li> <li>・「行政改革大綱」を改訂（平成9年7月）</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○滞納処分（差押）処理基準の策定及び市税の夜間休日窓口の開設</li> <li>○普通財産の売却処分による普通財産管理費の経費削減</li> <li>○使用料等の見直し（平成9年度に一斉見直しを実施、平成10年度に改定）</li> <li>○附属機関33機関の統廃合</li> <li>○定員適正化計画の策定</li> <li>○行政職（二）給料表の導入及び調整手当の引下げ（合併時）</li> <li>○LANを活用した電子メールの導入</li> <li>○保育所の一部民間委託</li> </ul>     |
| 平成15年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政改革大綱」を改訂（平成16年3月）</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理者制度の導入</li> <li>○学童保育所、ごみ・し尿収集業務（一部）、学校給食調理業務等の民間委託</li> <li>○公民館等公共施設の無休化、開館時間の延長</li> <li>○未利用地の処分</li> <li>○市税等の収納率の向上</li> <li>○職員削減計画の推進</li> <li>○時間外勤務の適正化</li> <li>○職員の勤務時間の変更</li> <li>○市民課窓口時間の試行的延長の実施</li> </ul>                               |

### 3 社会経済環境の変化

#### (1) 少子高齢化社会

少子高齢化が進展する中、子育て支援対策、高齢者の保健・医療等、特に福祉分野での行政需要の量的拡大が見込まれる一方、主たる税負担層である生産年齢人口の減少により、税収の確保が課題となるが、野田市は、近隣市と比較し少子高齢化の進展が早いため、先駆的な取組が望まれる。



#### 国・県・近隣市の状況

(平成19年4月1日現在)

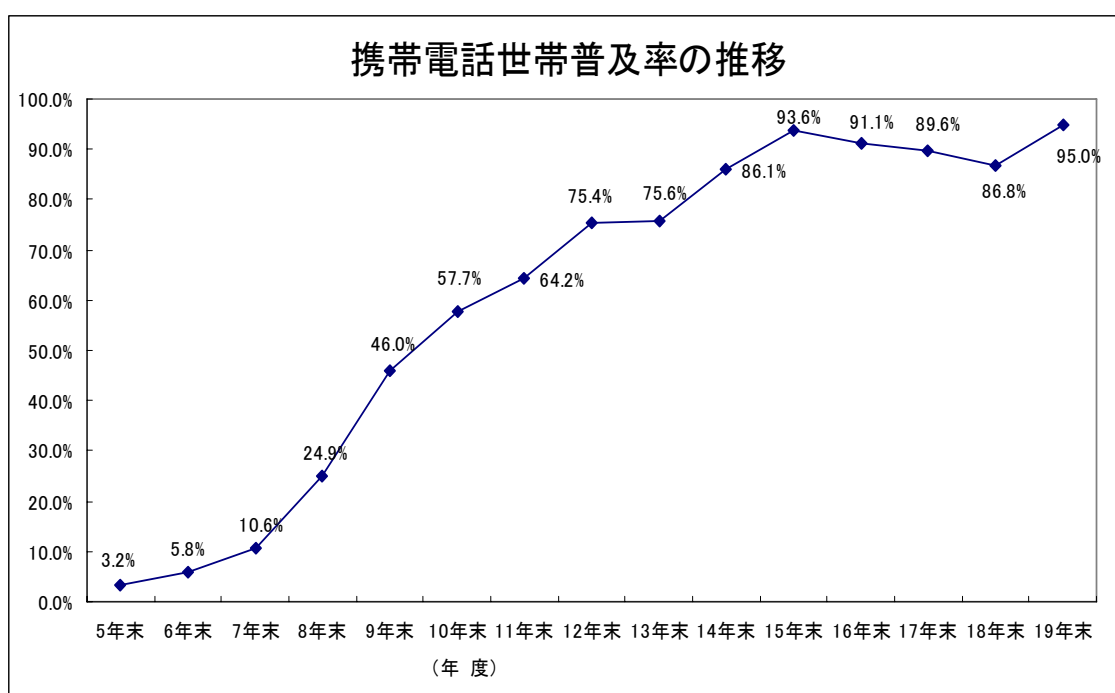
|        | 野田市   | 国     | 千葉県   | 松戸市   | 柏市    | 流山市   |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 幼年人口   | 13.2% | 13.6% | 13.5% | 13.6% | 13.5% | 13.3% |
| 生産年齢人口 | 68.2% | 65.2% | 68.2% | 69.2% | 69.4% | 68.6% |
| 老年人口   | 18.5% | 21.2% | 18.3% | 17.2% | 17.0% | 18.1% |

※国の数値は平成19年4月1日現在の推計人口の割合

## (2) 高度情報化の進展

昨今の情報化の進展は目を見はるものがあるが、特に携帯電話の普及は携帯電話自体の利用変化をもたらし、我々の生活に大きな影響を与えている。

今後も、市民の最も一般的なコミュニケーションツールとして、携帯電話の多機能・高機能化が、国や自治体の情報化をはるかに上回るスピードで進展すると考えられることから、行政サービスへの影響も大きく、難しい対応を迫られると考えられる。

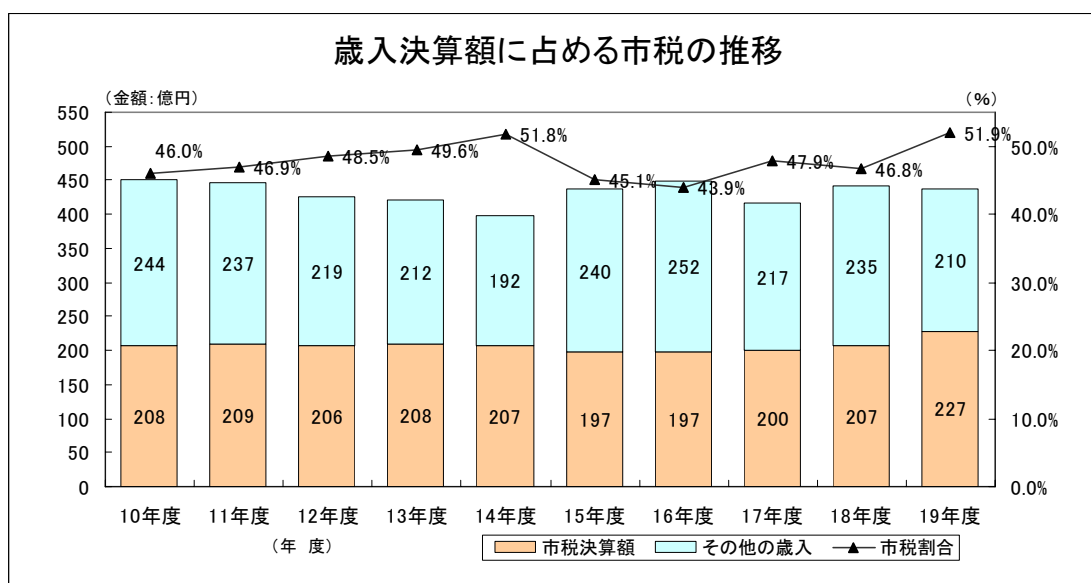
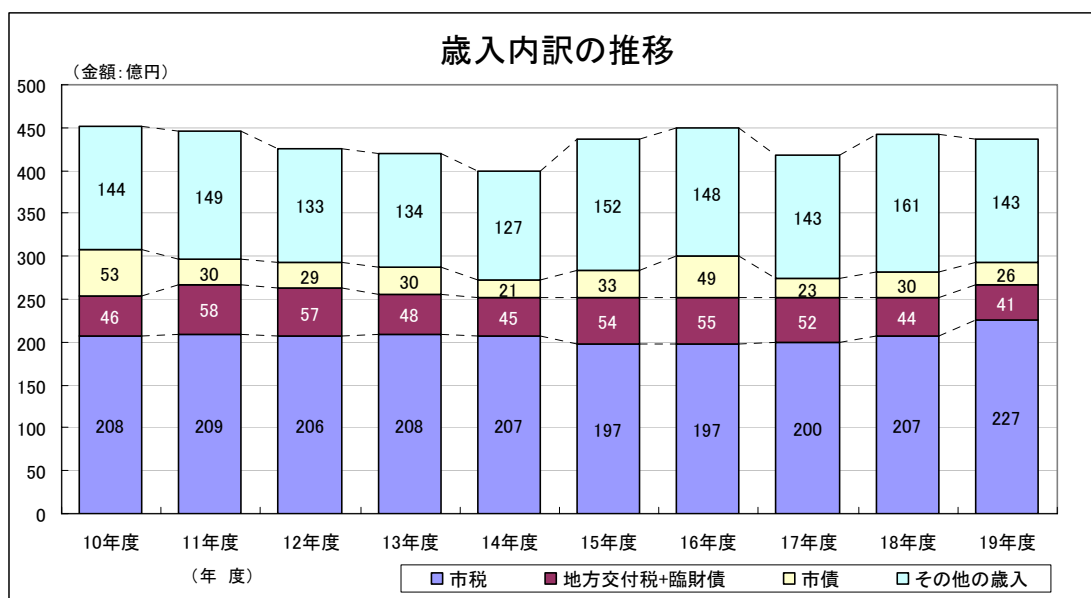


## 4 野田市の財政状況

### (1) 歳入

#### ① 財政規模及び市税の推移

歳入は、おおむね横ばい状況が続いているが、三位一体改革による地方交付税、国・県補助金の大幅削減がある一方、税源移譲が不十分であることから、今後も厳しい財政運営が続くものと考えられる。なお、市税収入について、平成19年度歳入決算に占める割合が51.9%まで回復したのは、所得税から個人市民税への税源移譲によるもの

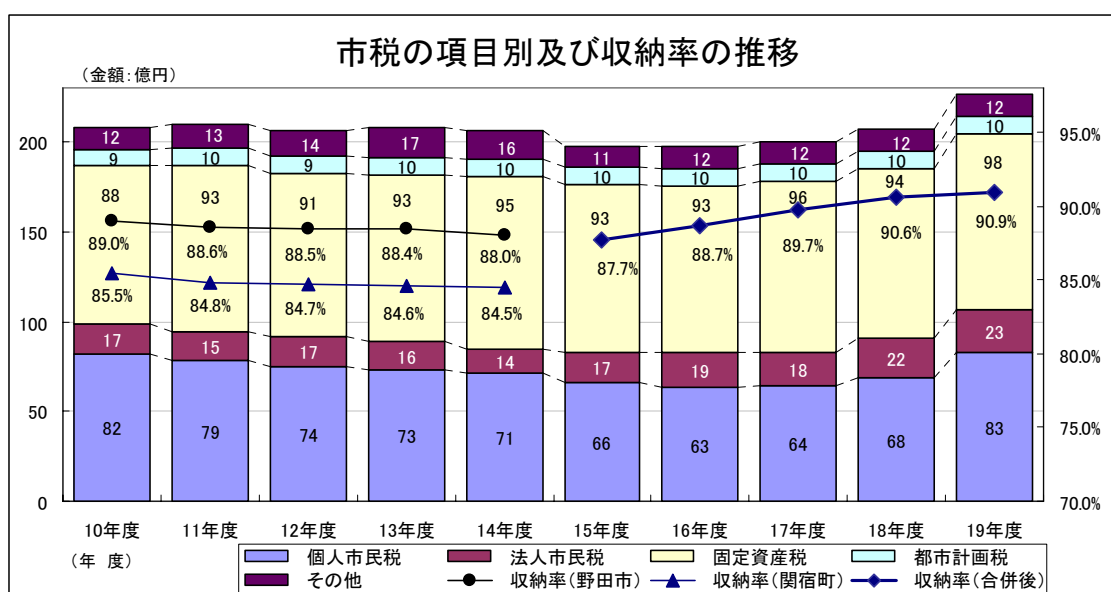


## ② 市税収入の内訳

個人市民税は、定率減税の廃止及び税源移譲により平成 19 年度は大幅な増収となったが、今後は、団塊の世代の退職、少子高齢化の進展による現役世代の減少により、個人市民税の増収は期待できない。

法人市民税は、企業収益は景気動向を反映し、平成 14 年度までは低水準で推移していたが、平成 15 年度以後は回復基調にあり平成 18 年度は大幅な増収となった。しかし、法人市民税は景気動向に大きく左右されること、政府税調における法人実効税率の引下げ議論などを踏まえると、この税収に大きな期待を寄せることは危険である。

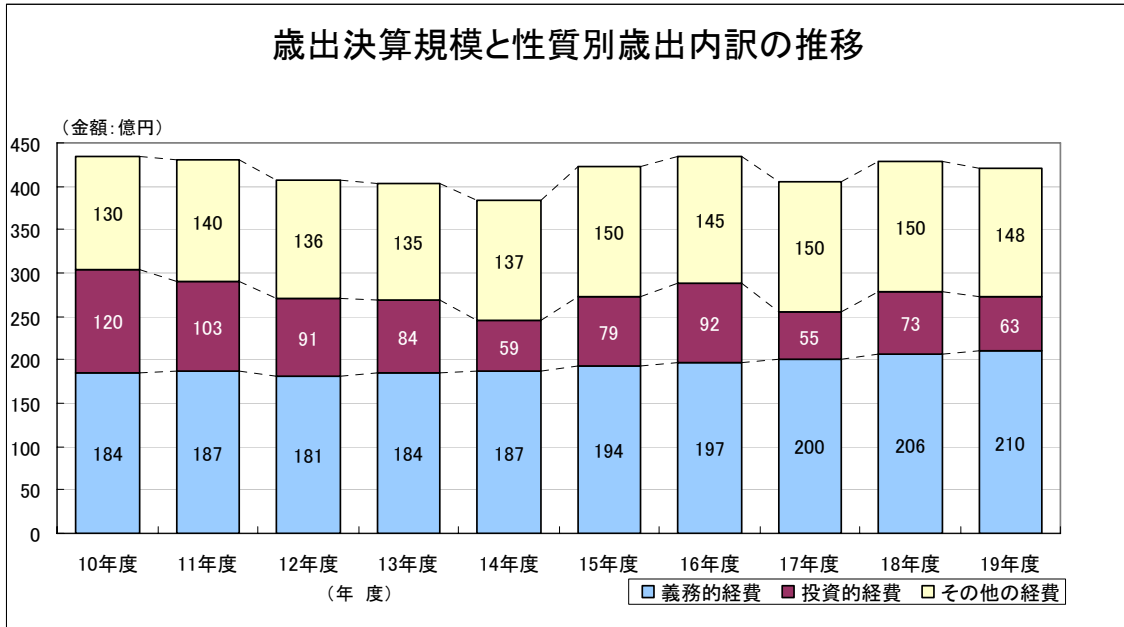
固定資産税は、3 年に 1 度の評価替えにより価格を見直すため、3 年サイクルで税収の増減が生ずるが、おおむね安定した税収を確保している。地価は依然として下落傾向にあるが、負担調整措置により、土地は増収傾向を維持しており、家屋は、区画整理地における新築家屋の増があるものの、評価替え年度は在来分家屋の減価が大きく影響し、減収要因となっている。



## (2) 歳出

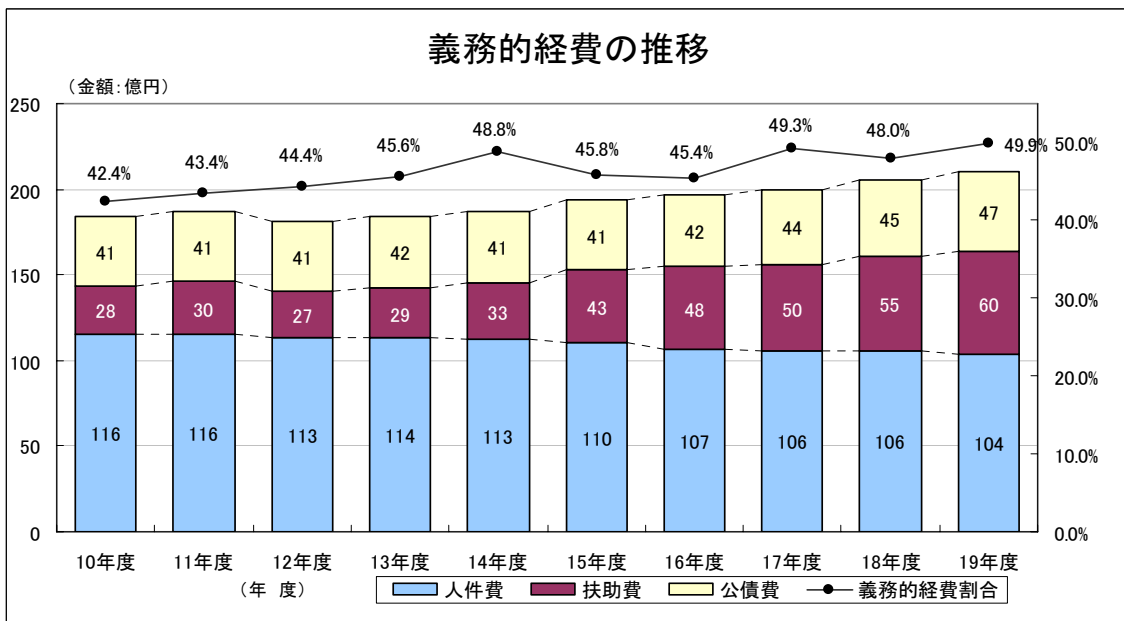
### ① 歳出規模及び性質別歳出内訳の推移

合併以降、新市建設計画事業の進捗に合わせて歳出規模が変化しているが、義務的経費については、合併前から増加傾向が続いている。



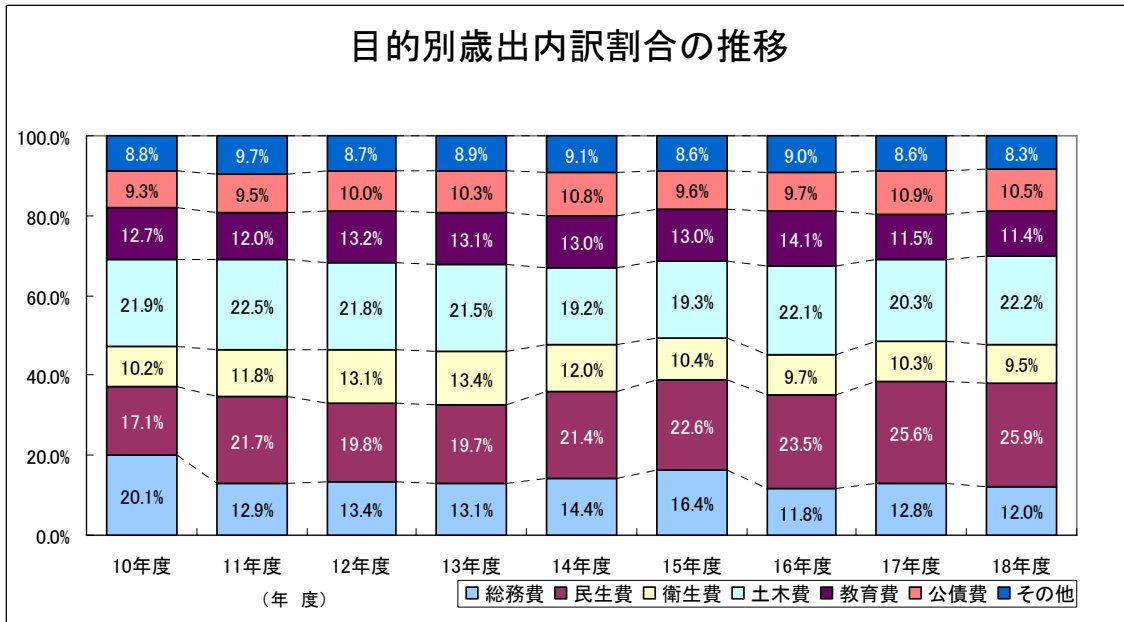
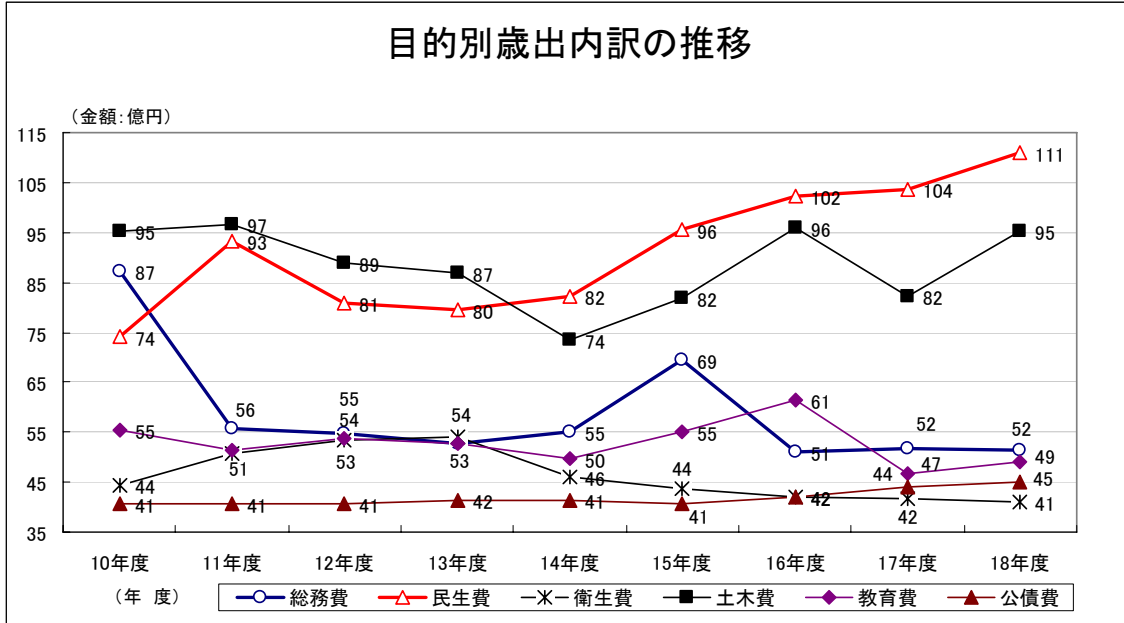
### ② 義務的経費の推移

増加傾向にある義務的経費のうち、人件費は減少傾向にあるが、扶助費は増加が大きく、公債費は合併後の事業の進捗から増加傾向にある。



### ③ 目的別歳出内訳の推移

行政目的ごとの分類である目的別予算で見ると、民生費（－△－）及び公債費（－▲－）が増加傾向にあり、特に民生費の増加が著しい。なお、合併後の土木費（－■－）については、事業の進捗により増減がある。



## 5 行政改革の基本的考え方

### (1) 基本的考え方

行政改革大綱（平成 16 年 3 月改訂）の基本的考え方を踏襲し、行政サービスの質を低下させることなくコストを削減すること及びコストの増大を伴うことなく行政サービスの質の向上を図ることを第一の目標に据えて取り組むこととし、新たな行政需要に適切に対応するため、コストが若干増加してもサービスが大幅に向上するもの、また、サービスが若干低下してもコストの大幅な削減が図れるものについても、検討の対象とする。

<検討の対象：イメージ>

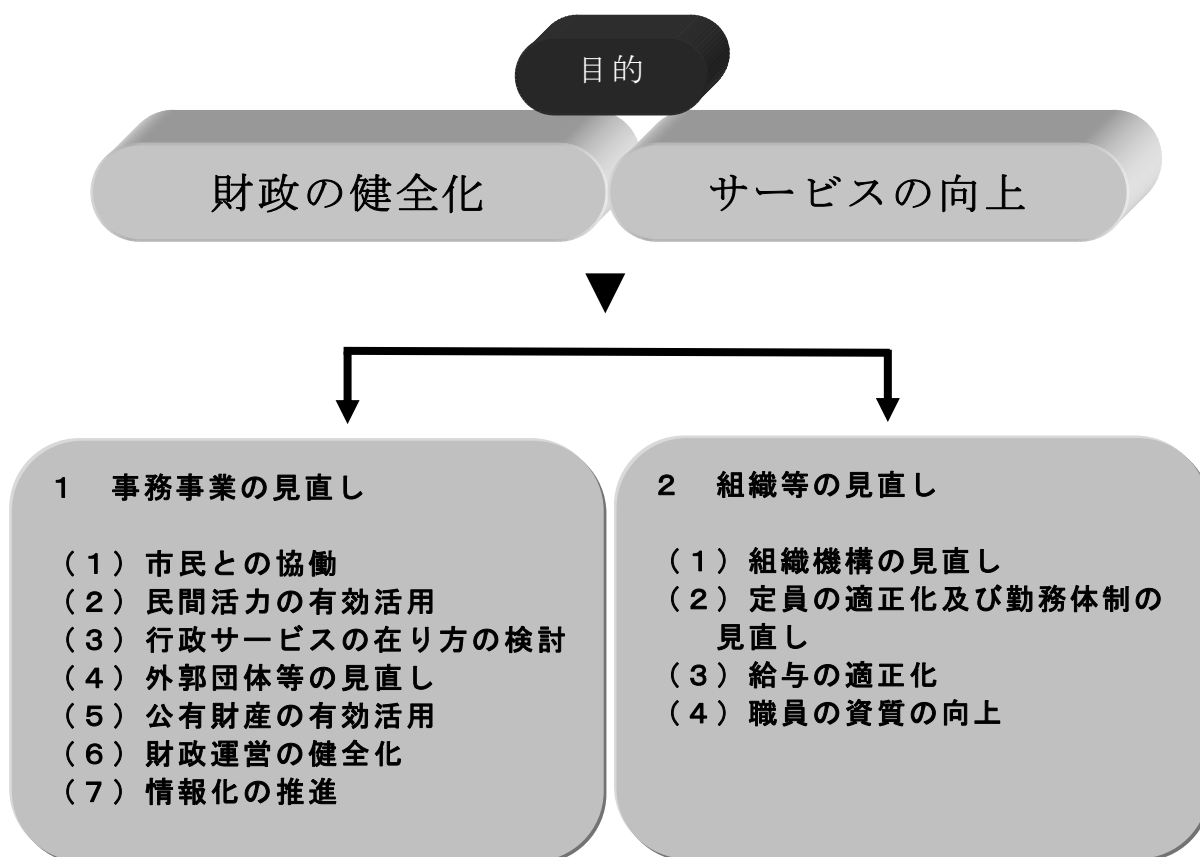
|     |             | サービス         |           |           |             |
|-----|-------------|--------------|-----------|-----------|-------------|
|     |             | ↑↑<br>(大幅向上) | ↑<br>(向上) | —<br>(同じ) | ↓<br>(やや低下) |
| コスト | ↓↓<br>(大幅減) | ○            | ○         | ○         | ○           |
|     | ↓<br>(減)    | ○            | ○         | ○         | ×           |
|     | —<br>(同じ)   | ○            | ○         | ×         | ×           |
|     | ↑<br>(やや増)  | ○            | ×         | ×         | ×           |

※○は検討の対象、×は対象外。「大幅」「やや」は相対的な概念

## (2) 大綱の目的・骨子

上記を踏まえ、新たな行政改革大綱においても、その目的を、コストの削減及び歳入の強化を含む「財政の健全化」並びに「サービスの向上」と設定し、具体的な取組方針については、その内容から「事務事業の見直し」と「組織等の見直し」に大別する。

また、新たな行政改革大綱では「事務事業の見直し」における具体的な取組に「市民との協働」を加えることとした。



### (3) 行政改革大綱の期間

これまでの行政改革大綱は市が取り組む行政改革の方向を示すものとして、特に期限を定めていなかったが、昨今の社会情勢のめまぐるしい変化に適切に対応していくためには、期限を定めた見直しが必要である。

このことから、次期集中改革プランとの整合に配慮し、平成 21 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 6 年間を行政改革大綱の期間とする。

### (4) 大綱を踏まえた具体的推進方法

行政改革大綱に基づく行政改革の推進については、「第 2 章 具体的な取組方針」に掲げられた施策又は事業の具体的な実施時期及び細目を定めた集中改革プランを策定し推進するものとする。

また、「第 2 章 具体的な取組方針」に掲げられていない施策又は事業についても、その趣旨が行政改革大綱に合致するものについては、集中改革プランに位置付け推進するものとする。

なお、集中改革プランの計画期間は行政改革大綱の期間である平成 21 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 6 年間とし、平成 23 年度に中間見直しを行うものとする。

### (5) 行政改革大綱の推進体制

行政改革大綱及び集中改革プランの推進については、庁内推進母体である「野田市行政改善委員会」を中心に、全職員一丸となって取り組むものとし、行政改革の推進状況については、「野田市行政改革推進委員会」に適宜報告し助言を得るとともに、市民に積極的に公表するものとする。

## 第2章 具体的な取組方針

### 1 事務事業の見直し

#### (1) 市民との協働

野田市では、基本構想において市民との協働によるまちづくりを掲げており、ごみ減量への取組、みどりのふるさとづくり実行委員会や地区社協の活動、サタデースクールやオープンサタデークラブ、自主防犯組織による防犯パトロールの実施など、様々な分野において多くの市民の参加をいただき、まさに市民と行政の二人三脚によるまちづくりを実施している。

今後、地方分権が進展する中では、地域のことはできるだけ地域が自主的に決め、自主的に運営できるようになることがより重要になることから、行政と市民との役割分担を踏まえ、自治会との協働を中心として、NPO法人やボランティア団体、社会福祉協議会等の社会福祉法人との協働を更に推進するとともに、その前提として市民への情報提供と情報公開の充実を図るとともに、キャリアデザイン<sup>※1</sup>によるまちづくり施策を展開し、協働のパートナーとしての自立した市民を育てる必要がある。このため、以下の取組を進める。

#### ① 自治会との協働による行政課題への対応

- ・引き続き、自治会との協働によるまちづくりを推進する。
- ・自治会加入率の低下に対しても、自治会と連携しながら市民の自治会への加入促進を図る。

#### ② 社会福祉協議会、野田みどり会等との協働による福祉のまちづくり

---

<sup>※1</sup>キャリアデザイン・・・一人一人が質の高い“生き方”（＝キャリア）を実現するために、自分の人生を総合的に見つめ直して、自分らしい「生き方の設計」をし、最適な職業選択をしたり、社会参加をしたりすること。

- ・福祉のまちづくりを実現していくため、これまで市の福祉施策の一翼を担ってきた野田市社会福祉協議会、野田みどり会及びは一とふるとの協働を強化するとともに、その他の社会福祉法人等とも積極的に協働を図っていく。

③ キャリアデザインによるまちづくりとNPO法人及びボランティア団体との協働

- ・まちづくりはひとづくりであることが基本であるため、今後も様々な分野においてキャリアデザインによるまちづくりを推進するとともに、NPO法人及びボランティア団体等を育成・支援する必要があることから、NPO・ボランティアサポートセンターの機能強化を図る。

④ 情報提供、情報公開の充実による市民参加の推進

- ・引き続き、情報提供、情報公開の充実を図る。
- ・その際、受け手に配慮した効果的な情報提供の手法を検討するとともに、現在、実施していない市民参加の手法についても、安易に導入するのではなく、実効性を検証した上で、効果が認められる場合には導入を図る。

(2) 民間活力の有効活用

市では、コストの削減及びサービスの質の向上を図るという視点から、①市の責任で行わなければならないが必ずしも公務員自らが行わなくてもよい事業、②民間の力を借りた方が経済的・質的に有利な事業、③社会の変化に即応しその時々ニーズに弾力的に対応することが望まれる事業等について、民間活力の積極的な活用を図ってきた。

国においても、地方公共団体が公共サービス部門に民間活力の有効活用を積極的に図ることができるように「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」による「PFI事業」、「地方自治法」改正による「指定管理者」制度、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）による「市場化テスト」など制度の創設、整備及び拡充を行ってきた。

当市においても、今後も民間活力の有効活用を一層進めていくために各制度の有効性を検証しながら事業に応じた最適な民間活力を活用する方法を採用し、更なる有効活用を進める必要がある。

このため、以下の取組を進める。

#### ① 指定管理者制度活用の推進

- ・ 公の施設の管理に民間活力を導入する場合は、基本的に指定管理者によることとし、現在未導入の施設についても常に見直しを図り、指定管理者制度の導入が効果ありと判断される場合には積極的に導入を図る。
- ・ 特に次の施設については、条件が整い次第、速やかに導入を図ることとする。

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| ・ 関宿斎場             | ・ あさひ育成園           |
| ・ 堆肥センター           | ・ 文化会館             |
| ・ あおい空             | ・ 野田公民館            |
| ・ 保育所（直営分全 8 施設）   | ・ 樺のホール小ホール（野田公民館） |
| ・ 子ども館（児童館）（全 6 館） | ・ 中央コミュニティ会館       |
| ・ こだま学園            |                    |

#### ② 公共施設の管理・運営の民間委託

##### ○学童保育所

- ・ 学童保育所については、学童保育の内容充実及び安全安心の観点から児童数の増加に対応できる管理体制とすることが重要であるため、社会福祉協議会が市内学童保育所を一体的に管理運営することとし、社会福祉協議会の管理体制を強化しつつ、順次委託（指定管理者制度導入も検討）を進める。
- ・ その際、委託学童保育所に主任を置くなど、同時に運営体制の強化も図る。

##### ○文化センター舞台業務

- ・ 舞台技師については、指定管理者制度導入を見据え、速やかに一般事務職への任用替えを実施し、委託に切り替える。

### ③ 現業部門の業務の民間委託

- ・ 現業部門については退職不補充とし、順次民間委託又は指定管理者制度等を導入（現清掃工場については、当面直営）するが、委託する業務は現業部門全体の中で捉え、人事異動等を効果的に行い計画的に実施する。

### ④ 有効な民間活力活用法の検討

- ・ 国の制度改革等による新たな民間活力の活用法に対しては、迅速にその導入効果等を検証し、効果が認められる場合には積極的な活用を図る。

## （３） 行政サービスの在り方の検討

社会経済情勢の変化に伴い、複雑・多様化しつつ増大する行政需要も、その内容は常に変化していることから、これらの行政需要に対し、真に必要とされる行政サービスを的確に把握し、かつ効率的に実施していかなければならない。このため、新たな行政サービスの提供に際しては、他の行政サービスとの複合化等その費用対効果を十分に高めた上で実施することが重要である一方、当初の使命を終えつつある分野の行政サービスについては、漫然と実施することなく、縮小、廃止等を含めた検討を慎重かつ迅速に行う必要がある。

また、行政改革大綱（平成 16 年 3 月改訂）では行政サービスの質を低下させることなくコストを削減すること及びコストの増大を伴うことなく行政サービスの向上を図ることを第一の目標とするほか、コストが若干増加してもサービスが大幅に向上するもの、サービスが若干低下してもコストの大幅な削減が図れるものについても行政改革の対象とし、公共施設の無休化及び開館時間の延長を実施することにより、最小限の経費で市民サービスの向上を図ることができた。

今後においても、行政改革大綱（平成 16 年 3 月改訂）の方針を基本としつつ、費用対効果を見極めながら行政サービスの在り方について検討していくことが必要不可欠である。

このため、以下の取組を進める。

① 公立幼稚園の在り方

- ・公立幼稚園の在り方については、園児数の推移及び幼保一元化等国の制度改正の状況等を見極めつつ、引き続き、検討を進める。
- ・検討に当たっては、私立幼稚園を含めた幼児教育支援の視点が重要であり、公立幼稚園の保育料や私立幼稚園就園児に対する助成との関係についても、十分留意する必要がある。

② 市役所の窓口時間の延長と公共施設の無休化・開館時間の延長

- ・新たな窓口時間延長等の実施については、市民ニーズ及び導入効果を検証し、導入効果が認められると判断されれば積極的に導入を図る。なお、現在実施している公共施設の無休化、開館時間の延長の取組については、引き続き実施することとし、試行を継続しているコミュニティ会館4館及び野田公民館の無休化については本格実施する。
- ・さらに、本庁舎市民課窓口の時間延長及び日曜窓口の開設については、本格実施に向けて試行を継続するとともに、その他本庁窓口への対象拡大については、国の民間開放の動向を見極めつつ、検討していく。
- ・また、職員の勤務時間と開館時間が異なる施設について、開館時間を勤務時間に合わせることに事務上の支障がなく、かつサービスが向上すると認められる場合は、開館時間の変更を検討する。

③ 公共施設の有効活用

- ・新たな公共施設の整備には、多額の財政負担を伴うことになることから、公共施設の施設整備においては、既存施設の有効活用や複合施設化による効率的な整備について検討する。

(4) 外郭団体等の見直し

野田市における野田市開発協会等の外郭団体は、市と連携を図りつつ行政の補完的な役割を果たし、市政の円滑な推進に寄与してきた。しかし、社会情勢の変化に応じて、事業の必要性、その事業を外郭団体が実施する必要性、市の関与の在り方、団体の在り方等を常に見直していく必要がある。

野田市開発協会、野田市土地開発公社、野田業務サービス株式会社、株式会社野田自然共生ファームについては、各団体が、健全で自立的な団体運営ができるよう運営の合理化を進めていくとともに、市が必要な指導・監督・支援を行う必要がある。

このため、以下の取組を進める。

## ① 公社等外郭団体の運営の合理化

### ○財団法人野田市開発協会

- ・引き続き、次の点に留意し、経営改善に向けた必要な指導助言を行う。

(留意点)

- ・基幹事業であるゴルフ場事業について、市及び開発協会は、市民ゴルフ場としての役割を認識し、例えば、市民特別料金制の導入やけやき友の会の見直しなど、市民利用者増大のための具体的方策を講じる。
- ・市外利用者増大対策として、例えば、駅頭宣伝の実施など積極的な宣伝活動を展開するとともに、収益増につながるゴルフ場利用料金の設定やサービスの拡充について、詳細な調査、分析等を行い、実施する。
- ・野田市総合公園の指定管理業務については、ゴルフ場事業の収益性が改善されるまでの間は、随意指定する。
- ・引き続き、退職者不補充、諸手当の削減、外部委託経費の削減等を継続して実施していくことにより歳出の削減を図っていく。

### ○野田市土地開発公社

- ・引き続き、自立的に運営していけるよう、必要な指導助言を行うとともに、長期的視点に立って、土地開発公社の役割について常に検証する。
- ・検証に当たっては、解散も視野に入れた総合的な検証を行う。

### ○野田業務サービス株式会社

- ・会社の経営管理能力の向上及び社員の質の向上を図るため、必要な指導監督を行うとともに、次の経営改革案に基づく経営改善の支援を行う。

(経営改革案)

- ・ 今後、市の業務に関して受託が可能かどうか検証した上で、可能なものについては、積極的に受託していく。
- ・ 学校給食調理業務については、管理運営の効率化を図りながら、安心安全な給食を提供していく。

○株式会社野田自然共生ファーム

- ・ 経営の安定化を図るため、次の経営改革の支援を行う。

(経営改革案)

平成 24 年度からの自立した安定経営（黒字経営への転換）を目指し、次の施策を実施していく。

- ・ 江川地区について、5、6年後の黒字化を図る。
- ・ 支出の大半を占める人件費について、農繁期における作業時間の偏りを少なくするため、交代勤務制度を採用する。また従業員の配置換え配置人数の見直しにより、時間外勤務の削減を図る。
- ・ 事業運営や経営組織体制の精査を実施しつつ、様々な受託事業に取り組む。
- ・ ボランティア組織を立ち上げ、従業員の労働的負担を軽減する。
- ・ 市民農園の拡大を図る。
- ・ 学校給食への安定供給を实践するため、江川地区における米作りのマニュアルを作成し品質の均一化を図る。

② 公営企業（水道部）の経営の合理化

- ・ 上花輪浄水場の更新など、将来的に大きな財政負担を伴うこととなるため、引き続き、業務や事務執行体制の効率化、外部委託化の積極的な推進、更なる職員削減に取り組むなど、経営基盤の強化を図る。

(5) 公有財産の有効活用

野田市では、行政改革大綱（平成 16 年 3 月改訂）に基づき、市税徴収対策など財源の拡充強化に努めているが、税外収入の確保策として、行政目的に使わなくなった市有財産を、それぞれの特性等を考慮の上、貸付又は普通財産処分事務取扱要領に基づき売却処分を行い、それによって生じた収益を行政サービスの財源に充てている。さらに、平成 19 年度には、新たな財源確保策として公共物への有料広告の掲出制度を創

設するため野田市広告掲載取扱要綱を策定し、平成 20 年度から導入を始めている。

このため、以下の取組を進める。

① 未利用地の有効活用・処分

- ・引き続き、本市が保有している土地のうち将来にわたって利用する可能性が低いものについては、自主財源の確保という観点から、処分方法を工夫し、売却を推進する。

② 公共物への有料広告の掲出

- ・今後も、自主財源の確保という観点から、明らかに民業圧迫となる市報は除き、広告媒体として効果的な公共物を慎重に選定し、順次導入を進めていく。

(6) 財政運営の健全化

野田市財政については、健全な財政運営がなされており、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」におけるすべての指標も問題なく達成はしているが、三位一体改革により、国庫補助負担金の削減と税源移譲が行われ、さらに地方交付税の大幅削減が行われたことから、今後も一般財源の確保は難しく、厳しい財政運営が続くものと考えられる。

このため、以下の取組を進める。

① 財政規律の堅持

- ・限られた財源の中で、多様化する市民ニーズに的確に対応するためには、毎年度の予算編成方針において、事務事業の徹底した見直しによる行政経費の縮減により財源を確保し、真に必要な部門へ再配分する。
- ・具体的には、地方債、債務負担行為の計画的な活用と残高の抑制を図るため野田市独自のプライマリーバランスを遵守することにより財政規律を堅持しつつ、経常経費についても電子計算機を活用した事務の効率化、委託仕様の見直し、必要のなくなった事務の廃止など、職員一人一人が常に「無駄」を省く意識を強く持ち、経費の縮減に努め財政の弾力性を向上させる。

- ・あわせて、資産・債務を的確に把握し予算に反映させるため、財務書類の整備に取り組んでいく。
- ② 市税・使用料等の収納率の向上
- ・現行の取組については、新たな目標を設定し、効果的な徴収対策を講じ、収納率向上に取り組んでいく。
  - ・集中改革プランに位置付けのない料金等においても滞納を生じているものもあるため、徴収に係るノウハウの共有化や共同徴収等新たな徴収対策について検討する。
  - ・コンビニ収納については、納付環境の整備の観点から、近隣市の導入の状況も考慮に加えた費用対効果を検証し、効果が認められる場合に導入する。
- ③ 補助金の在り方の検討
- ・補助金の在り方については、社会経済情勢の変化等を見極めつつ、存続する意義の薄れたもの、当初の目的が果たされたものなど、引き続き、費用対効果を検証していく必要がある。
  - ・検証に当たっては、執行残額としての繰越金が恒常的に大きい場合などについても見直しの対象とするなど、現行の削減ルールの見直しを図る必要がある。
- ④ 給付サービスの見直し
- ・市が単独で実施する給付サービスは、市の限られた予算の範囲内で、真に必要な給付サービスを実施しなければならないものであることから、引き続き、既存給付サービスについて、そのサービスの必要性、対象者、支給額等の見直しを不断に行う。
  - ・特に、遺児手当の見直しについては、早期に行うこと。
- ⑤ 入札、契約制度の見直し
- ・これまでの見直し措置の実施状況、入札・契約に係る事務処理体制や品質確保のための監督・検査体制の整備状況、地元業者の経営状況などを十分に踏まえながら、引き続き、入札・契約制度の改善に努めていく。

⑥ 使用料等の負担の適正化

- ・ 使用料については、次のような受益者負担の設定の考え方にに基づき、施設ごとに適正な使用料の額を設定し、不適切な使用料について見直すとともに、他市で取扱いのない減免規定等、原則無料の取扱いについて見直しを検討する。

(受益者負担割合の設定の考え方)

使用料についてはその施設の維持管理コストを利用者が負担することが前提となるが、維持管理コストのすべてをその施設の性質を考慮せず、一律に利用者に求めると、かえって公平性・公正性を損なうことになるため、施設の性質を公共的、市場的、必需、選択の度合いにより分類し、それぞれ施設について公費負担と受益者負担の割合を次表のように設定する。

- ・ 公費負担割合と受益者負担の割合を施設毎に設定
- ・ サービスを市場性から公共的と市場的に分類
- ・ サービスを必要性から必需と選択に分類

|        |  |                                      |  |                           |        |  |  |
|--------|--|--------------------------------------|--|---------------------------|--------|--|--|
|        |  | 公共的                                  |  |                           |        |  |  |
|        |  | 分類Ⅱ 受益者負担程度 中                        |  | 分類Ⅰ 受益者負担程度 なし            |        |  |  |
|        |  | 【主な施設例】<br>文化会館、公民館、体育館、陸上競技場、       |  | 【主な施設例】<br>公園、図書館、児童館     |        |  |  |
| 選<br>択 |  | 分類Ⅲ 受益者負担程度 大                        |  | 分類Ⅳ 受益者負担程度 中             | 必<br>需 |  |  |
|        |  | 【主な施設例】<br>自転車等駐車場、プール、庭球場、トレーニングルーム |  | 【主な施設例】<br>保育所、市営住宅、学童保育所 |        |  |  |
|        |  | 市場的                                  |  |                           |        |  |  |
|        |  | 注) 自転車等駐車場については、民業圧迫とならないよう留意すること。   |  |                           |        |  |  |

- ・ 手数料については、国の基準や近隣市の動向を見極めつつ、改正について検討する。

## ⑦ 行政評価による施策の見直し

- ・行政評価については、近隣市の導入状況を踏まえ、平成 23 年度を目途に導入に向けた検討を進める。
- ・その際、事務量の増加及び総合計画や予算との連動などの課題も多いことから、簡素で効率的かつ実効性のある行政評価の導入について十分に検証する必要がある。

## (7) 情報化の推進

現在のような高度情報化社会において、効率的、効果的に行政サービスを提供するためには、情報化の推進は不可欠である。市においても業務の電算化やインターネットを利用したサービスの提供などを推進してきた。

しかし、情報化を推進するに際しては、イニシャルコスト及びランニングコストが膨大なものになることもある上に、技術の進歩に伴いその陳腐化も懸念の材料となる。よって、その推進に際しては、費用対効果を十分に検証する必要がある。

また、個人情報の保護を根幹とするセキュリティ対策を十分に講じることがいうまでもなく重要である。

このため、以下の取組を進める。

## ① 電子自治体への対応及びセキュリティポリシーの遵守

- ・費用対効果及びより効果的な導入方法を十分に検証しながら、電子自治体の実現を推進していく。
- ・その際、セキュリティ対策を十分講じるとともに、インターネット弱者に配慮するなど情報格差が発生しないよう配慮する。

## 2 組織等の見直し

### (1) 組織機構の見直し

野田市では、簡素で効率的な組織を目指し、関宿町との合併後においても、高齢者福祉課と介護保険課の統合、男女共同参画課やまちづくり推進課の新設など、複雑・多様化しつつ増大する行政需要に的確に対応した行政サービスを提供するため、組織機構の見直しを進めてきたが、

組織の骨格をなす『部』については、平成5年度以降、見直されていない。このため、今後、ますます変化の速度を増すと考えられる行政需要に対応可能な組織の抜本的見直しが必要であるとともに、組織を有効に機能させる体制の整備を図る必要がある。

また、附属機関については、平成16年度に整理合理化を図ったところであるが、長期間、委員委嘱をしていない附属機関も存することから、再度、検証する必要がある。

このため、以下の取組を進める。

① 組織の統廃合と組織体制の整備

- ・簡素で効率的な組織とするため、スクラップアンドビルドを基本としつつ、次の組織統廃合及び分割、新設を行うが、行政需要の変化は、年々そのサイクルを狭めてきていることから、これに的確に対応するため、今後も組織の見直しについて、検証していくこととする。
- ・また、組織が有効に機能するよう組織体制の整備についても検証していく。

- ・都市計画部と都市整備部を統合し、保健福祉部から児童家庭課、人権施策推進課及び男女共同参画課に係る事務を除き、当該事務を所管する新たな部を設置する。
- ・教育総務部を廃止し、教育総務課を学校教育部に移す。
- ・新市建設計画事業担当は廃止し、所掌事務を街路課に移管する。
- ・区画整理課とまちづくり推進課、管理課と土木課、人権施策推進課と男女共同参画課を統合する。
- ・管財課と工事検査課を統合し、管財課に工事検査室を設置する。
- ・児童家庭課を、主に保育所等施設運営事務を所掌する課と児童、母子相談及び手当関係事務を所掌する課に分割する。
- ・街路課を土木部に移す。

## ② 附属機関の整理合理化

- ・引き続き、長期間活動実績のない附属機関等については、その必要性を厳格に検証した上、廃止・統合を進める。
- ・また、新たな附属機関の設置に当たっては、安易に新設することなく、既存の附属機関の活用等他の方法についても検討し、附属機関の肥大化、非効率を防止する。

### (2) 定員の適正化及び勤務体制の見直し

野田市では、行政改革大綱（平成 16 年 3 月改訂）の指針に基づき策定した集中改革プランに掲げた平成 22 年度の職員数目標 1,104 人の達成に向け、原則、毎年度新規採用を 2 人とするを基本としつつ、組織機構の見直し、保育所などへの指定管理者制度の活用等民間活力の有効活用により、職員削減を進めており、職員配置については、毎年度の予算編成時期に合わせ、次年度の各課職員配置について各課とヒアリングを実施し、業務量に応じた柔軟な職員配置を実現してきたが、今後においても、さらなる職員削減を進めつつ、効率的な職員配置を行っていく必要がある。

また、年金制度の改正に伴う再任用制度への対応、費用対効果から実施を見送ってきた福祉会館館長の非常勤特別職化の実施及び保育所や学童保育所における臨時職員の長期継続雇用など課題を解消する必要もある。

さらに、平成 20 年 8 月の人事院勧告では、平成 21 年 4 月から職員の勤務時間を 1 日 7 時間 45 分（1 週 38 時間 45 分）とするとしたことから、国家公務員の取扱いに準じた改定が必要である。

このため、以下の取組を進める。

## ① 職員削減計画の推進

- ・平成 27 年度当初の職員数を 1,030 人（合併前の平成 13 年度当初旧野田市職員数 1,031 人を 1 人下回る。）とする職員削減計画を策定し、職員の年齢構成に配慮しつつ、適正な定員管理を推進する。

## ② 再任用制度の導入

- ・再任用制度については、フルタイム勤務は導入せず、短時間勤務に限って導入することとし、導入職場についても、例えばスタッフ職等導入効果が認められる職場に限定する。
- ・また、再任用職員の適正な人事管理に努めるとともに、再任用職員の定数管理を行い、定数条例との整合を図る。
- ・なお、再任用制度の導入に伴い、技能労務職を対象とした現行の勤務延長制度を廃止するとともに、定年年齢の引上げについては、国家公務員への適用について注視していく。

## ③ 適正な職員配置の推進及び福祉会館館長の非常勤特別職化

- ・全体の職員数を削減しつつ、社会経済情勢の変化に伴い、常に化する行政需要に的確に対応していくため、引き続き、予算編成と連動して各課の事務事業に応じた配置職員数を毎年度見直し、最大限効果的な行政サービスの提供を可能にする機動的な職員配置を行う。
- ・また、福祉会館館長の非常勤特別職化については、隣保館運営費補助金の交付状況を注視し、当該補助金の減額及び廃止等により、館長を非常勤化した方が効果が得られると判断した段階で非常勤化を図る。

## ④ 臨時職員の雇用の適正化

- ・引き続き、新規に雇用する臨時職員については、地方公務員法第22条第5項を徹底するよう努めるとともに、民間委託の推進等、長期継続雇用の解消策を推進する。
- ・賃金等の取扱いについては、平成19年度人事院勧告に伴う国家公務員の非常勤職員に係る給与等検討の動向に留意し、適切な対応を図る。

## ⑤ 勤務時間の変更

- ・職員の勤務時間を1日7時間45分（1週38時間45分）にするとともに、休憩時間を廃止する。

### (3) 給与の適正化

行政改革推進法（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律）では、地方公務員の給与について、国家公務員の給与に係る措置に準じた措置を通じ、民間給与の水準を的確に反映させるよう努め、給与に関する情報の積極的な公表を行い、手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めるものとしている。

野田市における給与の適正化の現状をみると、給料については、合併時に給料表の見直しを行い、懸案であった通し号給の是正と行二表の導入を実現し、さらに平成 18 年度における国の給与構造改革に伴う新給料表への移行により、ほぼ適正化されているといえるが、初任給の是正が図られていない。

さらに、各種手当については、合併時に一定の是正を図り、地域手当支給率も 7%までの引下げは実施したが、現状でも国基準と比較し極めて不適正な形で支給されている手当が存することは、非常に問題である。また、時間外勤務の適正化については、計画の目標を達成することはできたが、事務の効率化等により、更なる縮減を図る必要がある。

このため、以下の取組を進める。

#### ① 地域手当支給の適正化

- ・地域手当の支給率が国基準に準拠しなければならないことは、地方公務員法第 24 条第 3 項並びに行政改革推進法第 56 条第 1 項及び第 2 項の規定の趣旨からも明らかであることから、遅くとも地域手当の制度完成年度である平成 22 年度までに支給率 3%に引下げを図る。

#### ② その他の各種手当支給の適正化

- ・各種手当については、手当本来の趣旨に合わなくなった手当は、速やかに是正を図る。
- ・住居手当及び期末・勤勉手当に係る役職加算支給対象者割合については、遅くとも本大綱の計画最終年度までに是正を図る。

### ③ 初任給の是正

- ・直近の採用者間に不均衡が生じないように配慮しつつ、速やかに国水準まで引下げを図る。

### ④ 時間外勤務の適正化

- ・引き続き、全職員の仕事に対する意識の徹底等、時間外勤務の縮減対策を講じることにより、時間外勤務の総時間数の抑制に努める。

## (4) 職員の資質の向上

効率的に行財政を運営していく鍵になるのは、一人一人の職員であり、その職員の資質の向上が最大の課題である。この資質の向上、人材育成は、職場研修の充実と人事評価制度の構築を車の両輪として進めていかなければならない。

また、効率的な人事管理、職員個々の能力を最大限にいかす人事管理を進めていくためには希望降格制度を導入することについても検討する必要がある。

このため、以下の取組を進める。

### ① 職員研修の充実

- ・市民と行政が信頼関係を築き、新たな地域社会を形成していくための人材育成を図ることを目的に現在の人材育成に関する基本方針を見直す。
- ・なお、見直しに当たって、特に検討の必要がある課題は以下のとおりである。

#### (課題)

- ・職場の生産性や職員の学習意欲向上を促す研修効果測定の仕事作り
- ・自己啓発や研修参加を推進する職場風土の形成
- ・職階、職種、経験年数等に見合った柔軟な研修カリキュラムの構築
- ・接遇、コーチング、政策法務、政策立案研修等の内部講師の養成
- ・職場研修、職場外研修及び自己啓発を組み合わせた研修体系の構築

② 人事評価制度の構築

- ・ 試行中の勤務評定制度を平成 21 年度中に見直し、平成 24 年度までに本格実施し、勤務評定の結果を給与等の人事管理に適正に反映させる。

③ 希望降格制度の導入

- ・ 管理職員の意欲の向上、健康の保持及び組織の活性化を図るため、職務、職責を果たすことが困難であると感じる管理職員が降格を申し出る希望降格制度の導入を図る。

## 野田市行政改革大綱

---

|     |             |
|-----|-------------|
| 発行  | 野田市         |
| 発行日 | 平成 21 年 2 月 |
| 編集  | 総務部行政管理課    |